



2025 年度
全日本ミッドアマチュアゴルフ選手権
東日本A地区予選

1. 開催コース：新玉村ゴルフ場
〒370-1117 群馬県佐波郡玉村町川井 1065-1
TEL：0270-65-8802 / FAX：0270-65-9149
2. 指定練習日：無し
3. プレーフィ等:プレーフィ 7,600円
4. プレースタイル: 乗用カートによるセルフプレー
5. 使用ティーマーカー：ブラックティー（黒色）／第一グリーン
6. 開場時間：クラブハウス 6：00 オープン
レストラン 8：15 オープン
7. キャディーバッグの制限：有り、サブバッグはお手荷物扱いとなります。
自身での管理・運搬をお願い致します。
8. ゴルフシューズの制限：メタルスパイク禁止
9. ドレスコード：デニムパンツ・Tシャツ・サンダル不可
10. クラブバス：無し
11. その他：



2025年度
全日本ミッドアマチュアゴルフ選手権
東日本A地区予選

開催日：2025年 6月19日（木）

開催コース：新玉村ゴルフ場

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルール、競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルール、競技の条件の違反の罰は、「**一般の罰(2罰打)**」となる。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ (規則 18.2)

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

現にプレーするホールにおいて、球が白杭を結んだ線を越えて、他のインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。(3番ホールはゾーンOBとする)

2. ペナルティーエリア (規則 17)

(a) 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。

(b) ペナルティーエリアがコースの境界縁に接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界縁まで及び、その境界縁と一致する。

(c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界(アウトオブバウンズの境界)と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型B-2.1に基づいて反対側の救済を受けることができる。

3. 異常なコース状態 (動かさない障害物を含む) (規則 16)

(a) 修理地

1) 白線で囲まれ青杭で標示してある区域

2) 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型F-7を適用する。

3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則 16.1 に基づく救済を受けることができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

(b) 動かさない障害物

1) 白線の区域と動かさない障害物がつながれている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。

2) 動かさない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。

3) 人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。

4. クラブと球の規格

(a) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型G-1を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

(b) 適合球リスト：ローカルルールひな型G-3を適用する。

(c) ストロークを行うとき、プレーヤーはパターを除き46インチの長さを超えるクラブを使ってはならない：ローカルルールひな型G-10を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

5. ゴルフシューズ

ラウンド中、プレーヤーは下記の特徴を持つシューズを履いてはならない：

伝統的なスパイクすなわち、地面を深く貫くようにデザインされた1つあるいは複数の鋲を有するスパイク(メタル製、セラミック製、プラスチック製、その他の材質かは問わない)。このローカルルールの違反に対する罰：規則 4.3 参照

6. パッティンググリーン

球が目的外グリーン上に止まる、あるいはその目的外グリーンがプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域の障害となることでプレーヤーが規則 13.1 f に基づいて救済を受けなければならない

7. プレーの中断（規則 5.7）

次の信号がプレーの中断と再開に使われる：

差し迫った危険のための即時中断－1回の長いサイレン

危険な状況ではない中断－3回の連続する短いサイレン

プレーの再開－3回の連続する短いサイレン

注：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

8. 練習（規則 5.5）

(a) ラウンド前とラウンドとラウンドの間の練習（規則 5.2）

規則 5.2b は次の通り修正する。

プレーヤーは、ラウンド前やラウンドとラウンドの間に競技コースで練習をしてはならない。ただし、指定練習区域を除く。

(b) ホールとホールとの間の練習（規則 5.5b）

規則 5.5b を次の通り修正する：

二つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。
- ・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは各競技の「競技規定」で定められる参加資格の条件を満たしていなければならない。

2. スコアカードの提出（規則 3.3 b）

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

3. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、委員会により会場で公表される。

4. 競技の結果 — 競技の終了

競技の結果は最終成績表が競技会場の公式掲示板に掲載されたときに最終となる。

5. 競技の成立

本競技の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議するものとする。

6. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

距離表

【第一G】

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	558	339	180	362	361	454	557	425	195	3431
Par	5	4	3	4	4	4	5	4	3	36
10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	Total
369	558	390	419	158	556	437	403	186	3476	6907
4	5	4	4	3	5	4	4	3	36	72

注意事項

1. ローカルルール5項において規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 参加者は各ゴルフ場が定める利用約款等規則については、自らの責任でこれを確認し従うこと。上記ルールに抵触した場合は各ゴルフ場または運営主体により、入場を拒否されたり、プレーを途中で禁止されたりすることもある。
4. 競技委員会はすべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
5. コース内での携帯電話の通話は**緊急時以外（カートの故障・ケガ等）**禁止する。※重大なエチケット違反と判断される場合は、競技失格となることがある。
6. 組合せスタート時間は別紙のとおりとする。欠席者があった場合は、組合せ及びスタート時間を変更する場合がある。欠席する場合は、必ずコース(TEL：0270-65-8802)に連絡すること。
7. プレーの進行は、ハーフラウンド2時間10分以内とすること。先行組との間隔を不当にあげないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合はペナルティを課す。**(トラブルがあつて遅れた場合はその組全員でその遅れを取り戻すよう努力をする義務があります)**
8. ラウンド中、ギャラリー等との接触においてアドバイスとみなされる行為があった場合は、ペナルティを課すので注意すること。
9. 使用ティーマーカーは 黒色（ブラックティー） とする。
10. 溝とパンチマークの規格
本競技は2010年1月1日施行の『溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求める競技の条件』を適用しません。※但し、本競技に付与されたJGA等他団体主催競技のシード権を行使する場合、本項目の条件が適用される場合があります。詳細は主催団体に各自ご確認下さい。
11. 受動喫煙を防止する為、健康増進法に基づいた対応につき所定の場所以外は禁煙とする。乗用カート内は禁煙とする。※所定の場所とは灰皿が置いてある場所を示す。

競技委員長 宇野 義大